

機密性 2

独立行政法人国立病院機構九州医療センター倫理審査委員会設置規程

独立行政法人国立病院機構九州医療センター 倫理審査委員会設置規程

作成日：平成 24 年 8 月 22 日

平成 25 年 8 月 15 日

平成 27 年 3 月 25 日

平成 28 年 8 月 1 日

令和 3 年 6 月 23 日

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構九州医療センター（以下「当院」という。）における研究を適正に推進するために、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「生命・医学系指針」という。）及び「独立行政法人国立病院機構九州医療センター研究倫理規程」に基づき、当院に有識者から成る倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、他の研究機関の長が当該研究機関の職員が実施する研究に関して、実施の許可もしくは継続の適否を判断するために必要な審査を当院と同様に行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における各種用語の定義は、特に定める場合を除き、「独立行政法人国立病院機構九州医療センター研究倫理規程」の定めるところによる。

(責務)

第3条 委員会の長は、生命・医学系指針対象研究を実施する当院の研究責任者または多機関共同研究の研究代表者から審査を依頼された次の各号について、生命・医学系指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を研究者等に通知する。生命・医学指針対象外研究は、必要に応じて、審査を行うものとする。

- 一 研究の実施に関すること
- 二 その他

(組織)

第4条 委員会は、当院院長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を当院臨床試験支援センターに置く。

(開催頻度)

第6条 委員会は、原則毎月開催するものとする。ただし、委員会の長が必要と認める場合には臨時に開催することができる。

(運営等)

第7条 委員会の運営等については「独立行政法人国立病院機構九州医療センター倫理審査委員会手順書」にしたがって行う。

(雑則)

第8条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は当院院長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年8月15日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月24日から施行する。

この規程は、令和3年6月30日から施行する。